協定規則第145号	協定規則第145号改訂版補足改訂版
（略）	（略）
協定規則第148号	協定規則第148号改訂版補足第３改訂版
協定規則第149号	協定規則第149号改訂版補足第４改訂版
（略）	（略）
協定規則第153号	協定規則第153号改訂版
（略）	（略）
協定規則第157号	協定規則第157号改訂版補足第３改訂版
協定規則第158号	協定規則第158号補足第４改訂版
（略）	（略）
協定規則第166号	協定規則第166号改訂版
協定規則第167号	協定規則第167号改訂版
（略）	（略）
協定規則第171号	協定規則第171号補足改訂版

（原動機及び動力伝達装置）

第10条　（略）

２～５　（略）

６　ペダル踏み間違い時加速抑制装置のペダルの踏み間違いの検知及び警報に係る性能等に関し、保安基準第８条第８項の告示で定める基準は、協定規則第175号の規則5.及び6.（道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な装備を有する自動車は車両前方に係る規定を除き、道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両後部に特殊な装備を有する自動車は車両後方に係る規定を除く。）に定める基準とする。

７　保安基準第８条第８項のペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えることができないものとして告示で定める自動車は、道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部及び後部に特殊な装備を有する自動車とする。

（走行装置）

第11条　（略）

２　（略）

３　自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）の空気入ゴムタイヤの強度、滑り止めに係る性能等に関し、保安基準第９条第２項の告示で定める基準及び自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）の空気入ゴムタイヤの騒音の大きさに関し保安基準第９条第３項の告示で定める基準は、次の各号及び第５項並びに第６項に掲げる基準とする。

一・二　（略）

協定規則第145号	協定規則第145号改訂版
（略）	（略）
協定規則第148号	協定規則第148号改訂版補足第２改訂版
協定規則第149号	協定規則第149号改訂版補足第３改訂版
（略）	（略）
協定規則第153号	協定規則第153号補足第４改訂版
（略）	（略）
協定規則第157号	協定規則第157号改訂版補足第２改訂版
協定規則第158号	協定規則第158号補足第３改訂版
（略）	（略）
協定規則第166号	協定規則第166号初版
協定規則第167号	協定規則第167号補足改訂版
（略）	（略）
協定規則第171号	協定規則第171号初版

（原動機及び動力伝達装置）

第10条　（略）

２～５　（略）

（新設）

（新設）

（走行装置）

第11条　（略）

２　（略）

３　自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）の空気入ゴムタイヤの強度、滑り止めに係る性能等に関し、保安基準第９条第２項の告示で定める基準及び自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）の空気入ゴムタイヤの騒音の大きさに関し保安基準第９条第３項の告示で定める基準は、次の各号及び第５項並びに第６項に掲げる基準とする。

一・二　（略）